

六角川水系六角川等について

九州地方で“初”となる特定都市河川に指定 流域治水の推進へ！！

国土交通省では、令和5年3月28日、九州地方で初となる特定都市河川に六角川水系六角川等を指定します。

指定に伴い、武雄市、嬉野市、佐賀県、九州地方整備局が一堂に会し、調印式を行います。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、令和5年3月28日に、一級河川六角川水系六角川等計33河川について、九州地方で初の特定都市河川として指定します。
- 六角川水系六角川等では、今後、法第6条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- なお指定に伴い、「六角川水系特定都市河川及び流域の指定」確認書調印式を下記の日時に行います。
 - 日 時 : 令和5年3月28日（火）11:00～（30分程度）
 - 開催場所 : 佐賀県庁旧館 4階 正庁
 - 出席予定者 : 調整中

（添付資料）

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた六角川水系六角川等の特定都市河川への指定
- 別紙2 「六角川水系特定都市河川及び流域の指定」確認書調印式 式次第（案）
- 別紙3 「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」について

<問合せ先>

国土交通省九州地方整備局・流域治水推進室

河川部 河川計画課 課長

さこう かずき
酒匂 一樹（内線3611）

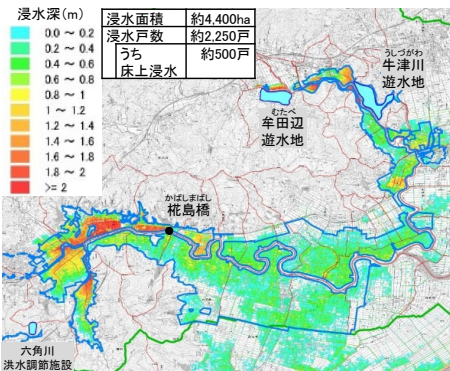
課長補佐 いまい かついち
今井 勝一（内線3612）

電話092-476-3523

「流域治水」の本格的な実践に向けた六角川水系六角川等の特定都市河川への指定

別紙1

六角川の特徴と特定都市河川の指定までの動き



令和元年8月豪雨
浸水状況(武雄市)
浸水面積
5,759ha
床上浸水家屋
1,209戸

R1.8 令和元年8月豪雨による浸水被害

R1.12 「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」策定 (激特事業等による再度災害防止対策に着手)



令和3年8月豪雨
浸水状況(武雄市)
浸水面積
5,407ha
床上浸水家屋
1,248戸

R3.8 令和3年8月豪雨による浸水被害

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行 (特定都市河川の指定を全国の河川に拡大)

R4.3 「新・六角川水系流域治水プロジェクト」策定 (「特定都市河川浸水被害対策法等の活用」を位置づけ)



第5回協議会の
実施状況(R4.11)

R4.11 六角川水系流域治水協議会開催

六角川(杵島橋より上流)の特定都市河川指定に
向け調整を進めることを流域関係者と確認

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川の指定内容

六角川(杵島橋より上流)
特定都市河川の指定
R5.3.28指定

河川区間: 六角川水系六角川等の計33河川
流域面積: 約99km²(流域内市町村: 武雄市・嬉野市)



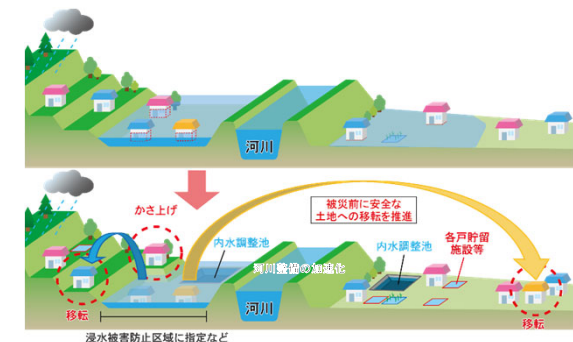
法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域水害対策の方向性】

- 令和3年8月豪雨規模の洪水に対して、**床上浸水被害の解消を目標**とし、河川対策、流域対策、土地利用のルールづくり・住まい方の工夫等の多層的な浸水被害対策を講じる
- まちづくりと調和した対策により、**「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」**を目指す
- 特に、**水害常襲地区(武雄市の橘地区、朝日地区、北方地区)の早期の被害軽減**に向け、重点的に対策を実施

【対策のイメージ】

- 河川整備の加速化**
 - ・河道掘削、六角川洪水調節施設の整備
 - ・支川や水路の浚渫
- 流域における雨水貯留浸透機能の強化**
 - ・内水調整池や遊水公園の整備
 - ・「田んぼダム」やため池の治水活用
- 土地利用のルールづくり・住まい方の工夫**
 - ・浸水被害防止区域や貯留機能保全区域等の区域指定の検討
 - ・災害リスクが高いエリアからの移転や土地利用規制 等



多層的な浸水被害対策(イメージ)

※浸水被害対策については、今後の流域水害対策計画の検討により変更する場合がある

「六角川水系特定都市河川及び流域の指定」確認書調印式

日時：令和 5 年 3 月 2 8 日（火）

1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0

場所：佐賀県庁旧館4階 正庁

式 次 第 （案）

1．開会

2．挨拶

武雄市

嬉野市

佐賀県

九州地方整備局

3．調印

4．記念撮影

5．閉会

「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」について

- 気候変動に対応するためには、従来の治水対策（河道掘削、築堤など）だけでなく、流域・氾濫域におけるまちづくり等と一体となって水災害対策に取り組むことが不可欠
- このため、武雄河川事務所とまちづくり部局間の連携強化及び住民や企業等からの問い合わせ先の一元化により、あらゆる主体による流域治水の取組を円滑に推進することを目的として、「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」を設置（R5年1月20日）していますのでご活用下さい。

【流域治水支援窓口のイメージ】



【問い合わせ先】

「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」

武雄河川事務所1階 ロビー横

電話：0954-23-5157（直通）

メール：qsr-takeo@mlit.go.jp

